

健康案内

検診



ては、それぞれの問い合わせ先へご確認ください。
【縦覧及び課税台帳(名寄帳)閲覧制度】
 資産税課 ☎724・2116、2118

5月上旬までにお送りします。受診日の10日前までにお送りします。

検診名	対象	期日	会場	内容	定員	費用	受診できない方	申し込み	受診案内
肺がん	40歳以上	25日(金)	健康福祉会館	問診、レントゲン撮影、胸部X線検査	100人	1,200円	【共通】既に何らかの自覚症状がある方(病院で受診した方)、妊娠中または疑いがある方 【肺がん検診】肺がんに関する疾患で経過観察中、治療中、手術後の方 【胃がん検診】胃に関する疾患で経過観察中、治療中、手術後の方 【乳がん検診】乳房に関する疾患で経過観察中、手術を受けている方 【子宮頸がん検診】子宮頸がんに関する疾患で経過観察中、治療中、手術後の方	八ヶ谷(検診1枚)に封入した「乳がん検診」の申し込み用紙を、お持ちの方へお送りします。	5月上旬までにお送りします。受診日の10日前までにお送りします。
胃がん	35歳以上	17日(木) 23日(水) 18日(金) 21日(月) 22日(火) 24日(木)	鶴川市民センター 木曾山崎センター 健康福祉会館	問診、レントゲン撮影(バリウムを飲みます)	各日50人	800円	【共通】既に何らかの自覚症状がある方(病院で受診した方)、妊娠中または疑いがある方 【肺がん検診】肺がんに関する疾患で経過観察中、治療中、手術後の方 【胃がん検診】胃に関する疾患で経過観察中、治療中、手術後の方 【乳がん検診】乳房に関する疾患で経過観察中、手術を受けている方 【子宮頸がん検診】子宮頸がんに関する疾患で経過観察中、治療中、手術後の方	八ヶ谷(検診1枚)に封入した「乳がん検診」の申し込み用紙を、お持ちの方へお送りします。	5月上旬までにお送りします。受診日の10日前までにお送りします。
乳がん	2007年4月1日~2008年3月31日の誕生日で40歳~70歳の女性	11日(金) 14日(月) 15日(火) 16日(水) 17日(木) 18日(金) 11日(金) 12日(土) 14日(月) 15日(火)	多摩丘陵下町多摩小山田1491 健康福祉会館	問診、視触診、乳房X線撮影	各日100人	2,800円	【共通】既に何らかの自覚症状がある方(病院で受診した方)、妊娠中または疑いがある方 【肺がん検診】肺がんに関する疾患で経過観察中、治療中、手術後の方 【胃がん検診】胃に関する疾患で経過観察中、治療中、手術後の方 【乳がん検診】乳房に関する疾患で経過観察中、手術を受けている方 【子宮頸がん検診】子宮頸がんに関する疾患で経過観察中、治療中、手術後の方	八ヶ谷(検診1枚)に封入した「乳がん検診」の申し込み用紙を、お持ちの方へお送りします。	5月上旬までにお送りします。受診日の10日前までにお送りします。

上記検診は、いずれも町田市民で、職場等で検診の機会のない方が対象です。
 肺がん・胃がん検診は年度内(2007年4月~2008年3月)に1回受診できます。乳がん検診は2年に1回受診できます。
 希望日割り振りしたうえで定員を超えた場合は、検診日ごとに抽選を行います。抽選にもれた方には、個別に通知します。

健康づくり

幼児食講習会

対象 平成17年5月~10月生まれの子どもと保護者
 日時 5月18日(金)午前9時50分~正午
 会場 健康福祉会館
 内容 幼児期の栄養と発達についての話、試食、グループ相談
 定員 25組(申し込み順)
 一度参加された方や、きょうだいをとお連れでの参加はご遠慮下さい。

お知らせ

公開しています

第3回町田市地域包括支援センター

傍聴を希望される方は事前に高齢者福祉課 ☎724・2114
 6へご連絡下さい。
 日時 4月4日(水)午後6時30分~8時
 会場 市役所本庁舎地下特別会議室(大)

運営協議会

傍聴を希望される方は事前に高齢者福祉課 ☎724・2114
 6へご連絡下さい。
 日時 4月4日(水)午後6時30分~8時
 会場 市役所本庁舎地下特別会議室(大)

ご案内

固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧がはじまります

平成19年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を、4月2日から次のとおり実施します。詳細については、

自然休暇村(長野県上村村) 10月分の利用受付

4月1日から受付開始

申込先 ☎0120・55・2838

(現地フリーダイヤルでつながります)

大地沢青少年センター 10月分の利用受付

4月7日から受付開始

◎予約は全て電話受付です。

☎782・3800

今回受付をする利用日は、10月1日~31日です。
 火曜日及び10月10日は休館です。
 市の事業等実施のため、10月13日及び18日は使用できません。

申し込みできる方 市内在住
 在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人です。
 なお、9月分までの予約は随時受け付けています。
 申し込み 4月7日午前8時30分~午後1時に大地沢青少年センター ☎782・3800へお電話いただいた方を同着とみなし、抽選を行います。結果は電話連絡します。午後1時以降は電話先着順の受付となります。

この予約は随時受け付けています。空室がありますので、お問い合わせ下さい。
 夏期間(7月28日~8月19日)の申し込み方法は次回の本紙でお知らせします。

今回受付をする利用日は、10月1日~31日です。
 10月23日~24日は休館日です。
 10月3日、4日、11日、16日、17日、18日は小学校自然教室のため利用できません。
 なお、夏期間を除き9月分まで申し込み可能です。

申し込み 4月1日午前8時30分~午後1時に自然休暇村専用フリーダイヤルで申し込み下さい。

委任を受けた方 本人確認ができる書類等に加え、法人の代表者が押印されている委任状または代理人選任届をお持ち下さい。
 縦覧期間 4月2日~5月31日
 (土・日曜日、祝日を除く)
 縦覧時間 4月2日以降(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分~午後5時
 縦覧、閲覧場所 資産税課(市役所本庁舎6階)
 縦覧、閲覧方法 縦覧は、土地、家屋の所在地番を申請書に記載していただきます。所有者名からの縦覧はできません。また、縦覧帳簿のコピー等は行いませんが、手書きによる転記は可能です。

縦覧は、納税義務者単位の申請となります。
 縦覧、閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成19年度課税台帳の閲覧は無料です。
【納税義務者以外の方への課税台帳閲覧制度】
 市民税課課税証明係 ☎724・2874

土地や家屋に対し、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)及び固定資産の処分をする権利を有する方は、権利の対象となる資産について課税台帳が閲覧できます。
 期間 4月2日以降(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧や閲覧の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者の方は、4月2日から納税通知書を受けた後60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査申し出ができます。
 ただし、平成19年度は基準年度ではないため、平成19年度に新たに課税対象となった土地、家屋以外は、土地の課税地目の変更、家屋の増改築または土地の評価額の下落修正等により、前年度に比べ評価が見直されたケースについてのみ審査申し出ができます。
 また、審査申し出ができるのは、自己の土地、家屋、償却資産に課税されている納税者の方に限られます。

認可外保育施設利用保護者に 保育料の一部を補助します

認証保育所、保育室、家庭福祉員を利用されている方に、今年度4月から児童1人につき月額1万5000円(きょうだい等で利用の場合は2人目以降同7500円)の補助をします。
 対象 市内在住で、東京都認証保育所・保育室(市外を含み、東京都から補助を受けている施設に限りません)、家庭福祉員に子どもを預けている保護者の方
 申請方法 各施設から配布される申請書に必要事項を記入し、施設を経由して9月と3月に子育て支援課に提出します。
 支払い時期 4月~9月分を10月に、10月~3月分を4月に保護者の口座に振り込みます。
 問子育て支援課 ☎724・2138

指導に従わず違反を繰り返す違反広告物の表示者等には過料が科せられます

市では法令の規定に基づき違反広告物の表示者等に対する過料処分の手続を規則により規定しました。
 これにより撤去指導に従わず違反を繰り返す違反広告物の表示者等に対し過料を科すことが可能になりました。
 今後交通の支障となるはり札、広告旗、立看板などの表示者等が違反を繰り返した場合には過料を科すことがあります。
 実際の運用に当たっては、当分の間商店会や関係機関への周知及び道路パトロール等によりお知らせを行う予定です。
 この記事に関連した情報を町田市ホームページでもご覧いただけますので、併せてご覧下さい。
 問道路管理課 ☎724・1151

縦覧、閲覧時間 午前8時30分~午後5時
 場所 市民税課課税証明受付(市役所本庁舎6階)
 必要書類 本人確認ができる書類等に加え、権利を有する資産を特定するための書類(賃貸借契約書、賃借権の権利人が記載されている登記簿謄本等)が必要です。
【固定資産税の評価額に不服がある場合】
 総務課 ☎724・2506

縦覧や閲覧の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者の方は、4月2日から納税通知書を受けた後60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査申し出ができます。
 ただし、平成19年度は基準年度ではないため、平成19年度に新たに課税対象となった土地、家屋以外は、土地の課税地目の変更、家屋の増改築または土地の評価額の下落修正等により、前年度に比べ評価が見直されたケースについてのみ審査申し出ができます。
 また、審査申し出ができるのは、自己の土地、家屋、償却資産に課税されている納税者の方に限られます。



申し込み 電話で健康課 ☎725・5422へ。
 健康課 ☎725・5422へ。